

古川禎久法務大臣による死刑執行に抗議する

2021年12月23日

日本国民救援会

会長 望月 憲郎

12月21日、古川禎久法務大臣が3人の確定死刑囚について死刑を命令し、執行したことが会見で明らかになった。死刑制度の廃止を求めてきた私たち日本国民救援会は、今回の死刑執行に対し強く抗議するものである。日本政府は、2019年12月26日以来、丸2年近く死刑を執行してこなかった。岸田首相は内閣発足に当たり、国際人権問題担当の総理補佐官を起用するなど、人権施策に関心があることを内外にアピールしたが、それが全くの空虚なものであることが今回の死刑執行で露呈した。死刑は、国家が人の生命を奪う究極の人権侵害行為だからである。

国民救援会は、戦前、拷問など残虐刑罰廃止を掲げて運動し、戦後は、不当な死刑判決を宣告された冤罪犠牲者を助けだしてきた。同時に、救援運動展開中に無実を叫びながら死刑を執行されるに至った苦い経験ももっている。また、免田、財田川、松山、島田の死刑再審無罪4事件をはじめ、袴田巖さんなど無実の死刑囚の救援を進めてきた。名張毒ぶどう酒事件の無実の死刑囚・奥西勝さんは、冤罪を晴らせぬまま無念の獄死を遂げた。人権尊重という国際人権章典の精神や死刑廃止の国際的な流れに逆行する、この死刑執行に厳しく抗議する。

人間のおこなう裁判に誤りがないという保障はない。仮に、被執行者が確定判決の認定した犯罪を真実行したものであったとしても、当人は生涯を通して自己と厳しく向き合って反省し、償わなければならない。加えて、刑事裁判のシステム上の制約から必ずしも明らかにならなかった事件の真相・全体像を明らかにする責任がある。しかし死刑執行によりそれが永久に遮断されてしまうのである。

国際的にも、死刑廃止条約等において死刑廃止の方向が打ち出され、国連総会においても「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議が繰り返し採択されている。また、自由権規約委員会や拷問禁止委員会は、日本政府に対して、死刑制度廃止への検討及び死刑執行の停止を繰り返し強く勧告している。現在、事実上死刑を廃止している国を含めると、国連加盟国の大半である144カ国が死刑廃止国となっている。

死刑執行された人のなかに、再審請求中の人もいたと報道されている。再審は裁判に誤りがないかどうかを審理する制度であり、裁判所の判断の前に執行することは、再審請求人の権利を侵害するものであり、重ねて抗議をする。

以上から、国民救援会は、今回の死刑執行に断固抗議するとともに、日本政府が、死刑廃止条約を批准し、死刑制度を廃止するよう要求するものである。そして、当面、死刑の執行を停止し、死刑廃止にむけて国民の間で冷静に議論を尽くすことができるように必要な情報を公開するなどの措置をとることを求める。